

第1回 桑名市中心市街地活性化協議会準備会 議事概要

日 時：平成19年8月24日（金） 15時から16時20分

場 所：桑名商工会議所 会議室

議 題：①まちづくり3法の改正の概要について

②活性化協議会立上げ準備について

③現状の検討状況報告

参加者：26名、オブザーバー：13名、事務局：2名

【概要】

議事に先立ち桑名商工会議所 松平龍太郎副会頭より開会挨拶を行う。引き続き参加者による自己紹介、事務局より配布資料の確認を行う。

続いて議題①「まちづくり三法の改正の概要」について資料に基づき(株)まちづくり桑名担当者より説明を行う。これまでの三法関係の動向や取り組み、法改正に至った経緯等について説明を行った後、改正法の内容について説明を行った。また、協議会の役割や新基本計画策定への対応など今後の取り組みに関する説明を行った。

続いて議題②「活性化協議会の立上げ準備」について資料に基づき(株)まちづくり桑名担当者より説明を行う。中心市街地活性化協議会結成の背景や協議会の組織について、今後のスケジュール等について説明を行った。なお、規約案について提示し、次回までに内容の確認を行っていただくよう参加者に要請した。また、協議会では商工会議所およびまちづくり会社が必須構成員となることが定められていることから、当地では桑名商工会議所および(株)まちづくり桑名が呼びかけ人となり、活動を始めていることについても説明を行った。

続いて議題③「現状の検討状況報告」について新基本計画策定に関するこれまでの取り組み等の説明を行う。平成18年度に(株)まちづくり桑名が実施したTMO構想見直し検討調査について(株)まちづくり桑名担当者より説明を行った他、平成18年度に（独法）中小企業基盤整備機構が実施した実効性確保診断事業について中小機構担当者より説明を頂く。また、新たな桑名市中心市街地活性化基本計画の策定に関する取り組みについて桑名市役所担当者より説明を頂く。

（質疑応答）

参加者 基本計画は中心市街地全体に関する計画であると思うが個別の計画についてどのように位置付けされるのか。個別の計画が全体の計画と一体的なものになるのか、個別のものになるのか。

市 基本計画の記述としては全体的なものとなる。基本計画に関する実施目標、活性化目標を達成するために基本計画内の個々の事業が必要であるといった記述の仕方になると思われる。基本計画は概ね5年間という一定の期間内に活性化に対して効果が見込め、また実施可能な事業を取り上げるものとなる。

市 数値目標に関しては個別の事業でなく計画全体として見る場合もあると思われる。

大山 大規模な再開発などになると5年間では完了しないこともあると思われる。その場合

は「5年間ではこの程度まで進捗する予定である」といった記述の仕方も可能であると思われる。助成の枠組みの考えとしては、基本計画自体に対して助成が行われる訳でなく、認定された基本計画に取り上げられている個別の事業が具体化した際に、その事業に対して助成が行われるといった枠組みである。

参加者 認定を受けるためには商業だけでなく都市福利、街中居住に関する取り組みなどバランスよく事業を行う必要があるのではないか。

大山 基本計画認定マニュアルが公表されているが、バランスよく取り上げる必要があると思われる。

参加者 認定を受けた際の助成はどの組織からどの程度行われるのか。

中経局 支援メニューにもよるが国の補助率は最大で3分の2である。県、市についてはそれぞれが判断するものと考えている。

県 国の助成制度は主に大規模な事業が想定されているがそれらの対象とならない事業に対する助成など隙間を埋める対応については検討している。しかし、基本的には民間で実施して頂きたいという考えである。

会議の終了に際し、(株)まちづくり桑名 伊藤新吾代表取締役より閉会の挨拶を行う。

以上で会議を終了。